

「ハンセン病問題の現状と課題 概要」 資料

資料①

「癩の根絶策」 [1930年]

文明国では既にその跡を絶つたと云はれてゐる癩が、我邦に於ては今も猶依然として蔓延し、国民の健康を損ひ、悲惨な運命に泣く者を生みつゝある。

斯の如きは、国民保健上より観るも、人道上より観るも、放任して置けない問題で、之が根絶を図ることは喫緊且焦眉の急を要する事項として、従来鋭意努力して来たが、予防施設は未だ十分とは言はれない状態に在るのは寔に遺憾の次第である。

本書は内務大臣の命に依つて立案した具体的根絶策である。将来癩予防上の目標として速に之が実現を期したい。

癩の根絶策

一、惨鼻の極

世に癩患者ほど悲惨なものがあろうか。あらゆる人間苦を濃縮したものが癩であると云つても過言でない。知覚麻痺し、運動自由を失ひ、激烈な神経痛を発し、或は潰瘍を生じ、或は両眼失明し、飲食呼吸にも困難を来す等、その病苦のみを見ても、他に類を求むることが出来ない。況や精神上的の苦悩は、病苦に勝ること幾段である。眉落ち、面歪み、皮肉腐爛し、指肢脱落し、骨露はれ膿流るゝ等、人の指すを俟たずして自ら懊悩の極を味ふのである。癩患者にして死を撰む者は決して稀ではない。新に癩患者が発生した場合は、患者自ら苦むばかりでなく、九族悉く之を苦しみ、患者が進むで死につくばかりでなく、近親も涙を呑むで之を死に赴かしめるやうな悲劇も亦決して稀有ではないのである。

此の業病に向つて、医学は未だ回春の術を示してくれない。癩の発病は即ち死以上の宣告である。癩の診断は生きながら葬られることである。人世にこんな悲惨事があろうか。しかも此の業病は決して天刑でも遺伝でもなく、若し癩菌の侵襲を受くるに於ては、如何なる家庭にも癩の発生する可能性があるのである。日本の如き多数の癩患者を有する国にあつては、此の危険は可なりに濃厚なものと思ねばならぬ。(抜粋)

(『近現代日本ハンセン病問題資料集成』(戦前編) 第二巻 不二出版)

資料②

玉城しげさんの証言

つらくて、いたい。「いいことをしておいて、何が痛いか」と怒鳴られた。たまらなかつた。台の上が上がったときに器具の音を聞きながら気を失った。子どもを引きずり出された。顔をたたかれて目が覚める。鼻も口もガーゼで押さえられればたばたしている赤ちゃん。まぶたが動いていた。へその緒が波打っていた。髪の毛が真っ黒だった。子どもが殺される。看護婦は子どもをもって走っていった。その時の医師はこういった。「園の規則まで破って、子どもをつくって恥ずかしくないのか」水さえ飲ませてもらえなかつた。その悔しさは忘れられません。

赤ん坊の死後、夫は二度と子どもができないよう、断種手術を強制された。

資料③

「無らい県運動」の徹底 [1940年]

らいの予防は、少なくとも隔離によりて達成し得るものなる以上、患者の収容こそ最大の急務にして、これがためには上述の如く収容、病床の拡充を図るとともに、患者の収容を励行せざるべからず。しかして患者収容の完全を期せんがためには、いわゆる無らい県運動の徹底を必要なりと認む。

本運動は既に先年来数県において実施せられ、既にいわゆる無らい県を実現せるものもあり、殊に光輝ある（皇紀）二千六百年を迎え、一万床の完成、公立らい療養所の国立移管等を機として、各地に無らい運動の機運勃興しつつあるをもって、本運動を全国に徹底せしむるは誠に時宜に適したる企てというべし。これが実施に当りては、ただに政府より各都道府県に対し一層の督励を加うるを必要とするのみならず、あまねく国民に対し、あらゆる機会に種々の手段を通じてらい予防思想の普及を行い、本事業の意義を理解協力せしむるとともに、患者に対しても一層その趣旨の徹底を期せざるべからず。（抜粋）

（『日本らい史』 東京大学出版会）

資料④

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（「ハンセン病問題基本法」）2008年公布

第一章 総則

（趣旨）

第 一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第 三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹（り）患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置）

第 六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

（国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のための措置）

第十一条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めるものとする。

（良好な生活環境の確保のための措置等）

第十二条 国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない。

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

（社会復帰の支援のための措置）

第十四条 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。

（ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金の支給）

第十五条 国は、退所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。

2 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。

（ハンセン病等に係る医療体制の整備）

第十六条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

資料⑤

実力行使 決議

平成24年7月18日、全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）は、猛暑の都内において第74回臨時支部長会議を開催し、医療機関である療養所内においても、政府のすすめる行政改革・合理化政策が強行されていることに対し、強く抗議し改善を求める実力行使を断行することを決議した。

実力行使の具体的手段は、ハンガーストライキと座り込み等である。全療協に結集する全支部によりこれを決行する。

ハンセン病療養所における国家公務員の定員削減、欠員不補充、新規雇用抑制等の施策により、医療機関の基本的な役割である医療、看護・介護、給食等々のサービスが著しく損なわれており、その影響は療養生活上の不安を超越し、われわれの生存権を脅かしていることを強く訴える。

かつて国は、ハンセン病患者の強制隔離絶滅政策を推進して多くの犠牲者を出し、断罪された。しかし、その責めを忘れたかの如く再び人間否定の過ちをハンセン病対策において強行している。

平成20年6月18日法律第82号として制定された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（通称・ハンセン病問題基本法）には、国の責任、隔離政策による被害の回復等が謳われており、平成21年7月9日衆議院本会議で、平成22年5月21日参議院本会議で、「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」が採択されているにもかかわらず、政府は「閣議決定」の名において、人権や尊厳を蔑ろにした施策を強行している。

われわれは、いまや国の責任をも顧みず、反動的政策を強行する政府の姿勢に対し、断固実力行使をもって抗議をし、直ちに抜本的改善措置を講ずるよう全療協の総意により強く要求するものである。

平成24年7月18日

全国ハンセン病療養所入所者協議会 第74回

臨時支部長会議

資料⑥

家族の被害

お一人お一人との面談は短時間でしたが、ある人は嗚咽しながら、ある人は涙をこらえて無理に笑顔を作りながら、ある人は私を責めるように挑発的・攻撃的な口調で…、語り口は様々でしたが、お一人お一人が語る体験は、あたかも未だ癒えぬ古傷が新たに鮮血をほとばしらせるような、戦慄を禁じえない事実でした。

親の発病とともに一家で夜逃げ同然に関西に逃れてきた人、父親が発病した子や、産んだ母親を責める地獄のような家庭環境から逃げ出したいとの一心で、進学も故郷も捨ててきた人、20歳近くになるまで、実母の存在も育ての親が他人であることを知らされてこなかった人、親の病気を必死に隠していたが、後遺障害からハンセン病であることが分かかってしまい、それまでの友人、婚約者から絶縁された人、結婚相手の親から親兄弟との連絡・交流の一切を禁じられ、妊娠したときには堕胎を要求された人、親の存在を隠す辛さより、一生結婚しない道を選択した人…。家族たちの口から語られた事実は、肉親の親、兄弟姉妹の発病によって、近隣あるいは親族からも迫害・拒絶・疎外され、円滑な人間関係はおろか、進学、就職、結婚等の人生の選択に大きな制約を受けてきた壮絶な被害体験でした。そして、それは決して過去の出来事ではなく、未だ厳然として存在する偏見・差別を肌身で感じつつ、自らが、そして家族親族が「生き延びる」ために、故郷を捨て、家族親族との交流を絶ち、患者であった肉親の病歴や存在までも隠し続けるという、「不実」と「嘘」を繰り返させる生き方を余儀なくされている家族の姿でした。

神谷誠人弁護士 真宗大谷派『解放運動推進フォーラム』8号より抜粋

資料⑦ ハンセン病家族訴訟熊本地方裁判所判決に対するハンセン病市民学会声明

2019年6月28日、熊本地方裁判所は、国の隔離政策が、ハンセン病患者のみならず、その家族に対しても、差別や偏見、家族関係の崩壊など多大な被害を与えるものであったとして、国の責任を認める判決を言い渡しました。

判決では、国が実施した隔離政策により、ハンセン病家族が大多数の国民らによる偏見差別を受ける一種の社会構造を形成し、差別被害を発生させたこと。またハンセン病患者を療養所に隔離したこと等により、家族間の交流を阻み、家族関係の阻害を生じさせ、これらの差別被害は個人の尊厳にかかわる人生被害であり、生涯にわたって継続しうるもので、その不利益は重大であり、ハンセン病家族にも隔離政策を遂行してきた国は、偏見差別を除去する義務を、ハンセン病患者の家族との関係でも負わなければならないと、認めました。

そして、隔離政策に対する厚生大臣、国会議員の責任を認めるだけでなく、らい予防法廃止後も厚生大臣・厚生労働大臣、さらには、人権啓発活動を所掌する法務大臣、学校教育・社会教育を担う文部大臣・文部科学大臣が、差別偏見を除去するための義務を怠ったとして、違法性、過失を認めました。また厚生大臣・厚労大臣が負う偏見差別除去義務の一つとして、被害者に対する謝罪が必要であったことにも言及しました。

これらのことは2001年熊本地裁判決を踏襲し、さらに踏み込んで責任の所在、不作為の中身を具体的に示した、原告の思いが届く内容であると受け止めます。

一方で、この判決が認めた国の責任は、1960年(沖縄は1972年)から2001年までで、施政権返還前の沖縄における被害について国の責任が認められませんでした。また、2002年以降の責任は否定され、請求が認められない原告が生まれてしまいました。さらに認められた賠償額も、550万円の賠償請求に対し、33万円から143万円というものでした。この額は、包括一括請求という裁判の手法から、やむを得ないものなのかもしれませんが、家族が被った人生被害の甚大さに比して、あまりに低い

ものであると言わざるを得ません。

このような問題を抱えることも認めたくなくて、私たちハンセン病市民学会は、この判決を、今後のハンセン病問題の全面解決に向けた大きな力となる、画期的判決と受け止め、国に対して、控訴することなく判決を確定させることを強く求めます。

そして、あらためて、原告がほとんど匿名であるというこの裁判の現実を見据え、裁判に参加していない人も含め、全ての家族被害者が心の底から納得できる解決に向けて、立法、行政の責任を遂行されるよう要請します。そのことはまず、隔離の被害者の声を直接聞き、その声に真摯に向き合うところから始まるのではないのでしょうか。

また、今回の家族訴訟は、私たち市民の隔離政策への加担を強く問いかけるものでした。予防法廃止以降の人権啓発、教育に関わる取り組みの不作為という問題も、自らの足元を見つめなおしていかなければならない課題です。この判決を大きな機縁として、一人ひとりが、ハンセン病問題を自らの問題として受け止めなおし、真の解決に向けて、新しい一歩を踏み出す決意を新たにして、ハンセン病市民学会の声明といたします。

2019年7月5日

ハンセン病市民学会

資料⑧

菊池事件の再審開始を求める署名 呼び掛け文と署名用紙 (別掲)